

令和5年度定期監査（第2回）

【監査の結果（指導事項）に関する報告に基づく措置等の内容】

指導事項	措置等状況	機関名
1 長期滞納収入未済の不納欠損処理について		
<p>市営住宅駐車場使用料の収入未済額 47万4千円のうち滞納繰越分は39万9千円です。このうち、平成30年度以前に発生した収入未済額が12人で25万5千円あり、不納欠損無しとなっています。</p> <p>例えば、市営住宅管理に係る事務負担軽減の見地から、債権管理条例第13条（徴収停止）に定められた地方自治法施行令第171条の5（徴収停止）第3号「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。」、また、同条例第16条（債権の放棄）第1項第4号「債務者が著しい生活困窮状態・・・（省略）にあり、資力の回復が困難で、かつ、債務の弁済をすることができる見込みがないと認められるとき。」の規定等を適用して、決裁手続を簡素化され、長期滞納収入未済の不納欠損処理を進めてください。</p>	<p>ご指摘いただいた、平成30年度以前の市営住宅駐車場使用料の収入未済額25万5千円のうち、令和4年度まで各地域自治センターで対応していた債権24万円が含まれておりましたが、令和5年度から住宅政策課に集約して債権管理を進めたところ、以下の状況です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完納 2件、2万7千円 ・時効により不納欠損 1件、6千円 ・債務の承認による分納中 5件、4万3百円 ・債権放棄に向け調査中 4件、16万5千5百円 <p>平成30年度以前の収入未済額は20万5千8百円となりました。</p> <p>今後も、今回ご提案頂いた内容を参考にして、引き続き債権管理条例等に基づき適切に債権管理を行ってまいります。</p>	住宅政策課
2 （同上）		
<p>市有土地建物貸付料の収入未済額 74万7千円は、平成25年度以前の滞納繰越分です。</p> <p>令和4年度の収入はありませんでした。</p> <p>内容を精査して不納欠損処理等を検討してください。</p>	内容を精査し令和5年度不納欠損にしました。	丸子地域振興課

3 (同: 長期滞納収入未済の不納欠損処理について)		
<p>放課後児童クラブ使用料の収入未済額 162 万 8 千円の内容は滞納繰越分 121 万 7 千円です。</p> <p>このうち、平成 30 年度以前に発生した収入未済額が 8 人で 74 万 1 千円あり、不納欠損無しとなっています。</p> <p>債権管理条例第 13 条(徴収停止)に定められた地方自治法施行令第 171 条の 5(徴収停止)第 3 号「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。」の規定等を適用して、決裁手続を簡素化され、長期滞納収入未済の不納欠損処理を進めてください。</p>	<p>収入未済となっていました、平成 30 年度以前の未収金 74 万 1 千円につきまして、令和 5 年度末に不納欠損処理を行いました。</p>	<p>学校教育課</p>
4 (同上)		
<p>学校給食費徴収金の収入未済滞納繰越分は 4 件 95 千円です。合併以前に発生したもので不納欠損無しとなっています。</p> <p>債務者に対しては市外へ転出後も学校を通じて催告等を行ってきましたが、令和 4 年度に調査したところ居所不明で追跡困難の状況と伺っています。</p> <p>債権管理条例第 16 条(債権の放棄)第 1 項第 6 号「債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。」の規定等を適用して、決裁手続を簡素化され、長期滞納収入未済の不納欠損処理を進めてください。</p>	<p>本件については、令和 4 年度に実施した調査結果を踏まえ、昨年度、庁内組織である「債権処理審査会及び検討部会」での審査結果を受け、令和 5 年度末に債権放棄及び不納欠損処理を行いました。</p>	<p>丸子学校給食センター</p>
5 繰越額のマネジメントについて		
<p>主要事業の繰越額について前年比較したところ、交通安全施設整備事業(踏入大屋線) 6,821 万 2 千円(前年 3,361</p>	<p>繰越額の削減につきましては、御指導いただきましたとおり、当課の課題であると認識しております。</p>	<p>土木課</p>

<p>万3千円)、道路新設改良事業(上田橋下堀線)5,829万5千円(同1,317万8千円)、インフラ長寿命化修繕事業(道路メンテナンス事業)4億4,955万3千円(同3億864万9千円)と増加しています。</p> <p>早期発注や複数年契約、債務負担行為の他、令和6年4月から建設業においても超過勤務時間の罰則付き上限規制が適用されることも前提とし、効率的な事業進捗を図るためのマネジメントを検討されて、避けられたであろう繰越額の削減に取り組んでください。</p>	<p>建設業におきましても令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用され、週休2日制も取り入れた工期設定が必要になるなど、単年度での大型事業の完了は、より厳しい状況となっています。</p> <p>このような中、令和5年度は早期発注に努めるとともに、債務負担行為を活用した発注や、適正工期の確保及び、年度内完了が見込めない少額工事は翌年度対応にするなどの取組を進めた結果、翌年度への土木費の繰越額は、令和4年度に比べ、約55%減額することができました。</p> <p>補助事業等の大型事業につきましては、事業実施に伴う各種調整や補正予算対応等により、繰越をすべて無くすことは困難ですが、今後も事業進捗に関するマネジメントや、債務負担行為の活用等により、繰越額の削減に努めてまいりたいと考えております。</p>	
<p>6 諸団体事務について</p>		
<p>6団体の事務に従事し、それぞれに補助金・負担金等を支出していますが、このうち5団体では、令和4年度決算状況によると、令和5年度への繰越金が令和4年度の歳出合計に比して、2.5倍以上となっています。</p> <p>新型コロナウイルスの感染対策に伴い、従来の団体活動が制限されたことは理解できますが、今後は過度な繰越金が生じないように、負担金の一時停止又は減額を検討するなど、関係団体との協議を行ってください。</p> <p>上小農業委員会協議会は上記の比が3倍となっていますが、事業の拡大が期待されることから、歳出の増加を含めた繰越金のあり方に留意すべきと思われます。</p>	<p>ご指摘いただきました当該団体における過度な繰越金の発生につきましては、新型コロナウイルスの感染対策に伴い、従来の団体活動が抑制されたことが主な要因となっております。特に、該当する5つの団体の構成員のほとんどが高齢者で占められておりますため、会議や研修会の開催に対して慎重な対応が求められておりました。そのため、繰越金の発生につきましては、やむをえない理由がありましたことを御理解ください。</p> <p>なお、今後の対応につきましては、従来の活動を再開させてまいると共に、活動のあり方や事業内容の見なおしを行っていくよう指導してまいります。特に、同様な団体が県内各自治体に存在し</p>	<p>農業委員会事務局</p>

	<p>ているため、活動内容等について調査を行い、適正な補助や負担金の支出のあり方について協議を行ってまいります。</p> <p>また、年度末に多額の不用額が見込まれる場合、返還についても検討してまいります。</p>	
7 普通財産の土地の一元管理について		
<p>普通財産の土地の管理について、丸子地域自治センターの地域振興課は 1,396,604.36㎡、武石地域自治センターの同課は 138,952.31㎡管理しています。</p> <p>地域振興課は所管地域の地域政策や住民組織・財産区等を担当し、普通財産土地の管理に限界があります。真田地域自治センターは合併時に財産活用課等に移管されたため、ありません。</p> <p>各センター間で管理が異なることは効率性や有効性を目的とする内部統制上、好ましくありません。現地のセンターが担う業務、外部専門家の活用等の窓口一元化、台帳の整備、検索可能な情報システム、草刈りやため池など危険箇所のリスク管理等について、役割分担やデータの見直しを検討してください。</p>	<p>現在、所在地別の財産の活用状況、今後の方向性、課題などの整理を進めていることから、普通財産として位置づけられている土地の成り立ちの経過や現状を踏まえつつ、当課と各センターそれぞれが担うべき範囲や役割分担について、関係課と協議してまいります。</p> <p>なお、普通財産は、『貸し付け・交換・売り払い・譲与・出資の目的とすること・信託すること（土地）・私権を設定すること』ができる財産であり、主として「経済的価値の発揮」を目的として管理処分されるべき性質のものと解しておりますが、当課が所管する普通財産の土地の中には、例えば真田地域におけるダボスの丘用地やスキー場用地のように、一部又はスキーシーズン中に限り地元関係者等へ貸付を行っているものの、そのほとんどが、主に「観光資源」として活用されているものもあり、これに該当する4筆だけでも 597,532.00㎡に上ります。</p> <p>こうした土地の維持管理や利活用については、地元関係者との調整も含め、本来は、各センターの関係課にも深く関わってもらう必要があるものと考えておりますので、実態に即した形となるように役割分担やデータの見直しを図ってまいります。</p>	財産活用課

8 普通財産の土地の管理について		
<p>地域振興課が所管している普通財産の土地が1,396,604.36㎡あります。</p> <p>現地確認等の調査が追いつかない状態であると伺いました。</p> <p>監査調書では、所在地別に現況や課題等の記載を求めましたが、未記入が一部にみられました。</p> <p>現地確認されて台帳整備から進めてください。</p>	<p>普通財産の未記入の土地を優先に、令和5年度に引き続き令和6年度においても現地確認等の調査を行い、台帳整備を行います。</p>	丸子地域振興課
9 (同上)		
<p>地域振興課が所管している普通財産の土地が138,952.31㎡あります。一部に現地確認がされておらず、未利用地となっている寄附地が数箇所あります。</p> <p>現地確認されて台帳整備から進めてください。</p> <p>また、活用方法を検討中の購入地も数箇所ありました。住民の要望を踏まえて具体化されることを期待します。</p> <p>他の土地を含めて、草刈り等の管理負担が重く、地域振興事務に支障を来すことが懸念されることから、職員の作業負担軽減のため、委託の予算措置等を含めて関係課と検討してください。</p>	<p>地域振興課で所管する普通財産については、土地台帳の整備を進めるため、現地調査を実施し、地図や現況写真、利活用可能判断等を掲載した個票を作製します。</p> <p>活用方法を検討中の土地については検討を進め、地域振興に寄与できる政策に繋げていきます。</p> <p>令和6年度供用開始する総合センター芝生広場については自動芝刈機を導入し、職員の負担軽減を図ります。他の土地については、管理担当課員の負担が軽減されるよう、他課への協力依頼や、他予算とのバランスをとり予算措置も検討していきます。</p>	武石地域振興課
10 空家となっている厚生住宅の取り壊しについて		
<p>上丸子地籍にある厚生住宅は昭和31年に建設され、67年経過しています。耐用年数である22年を45年も経過しており、現在空家となっています。</p> <p>厚生住宅は三軒長屋の真ん中で、両脇は土地・建物ともに民間所有者となっており、一方は現在倉庫として使用され、</p>	<p>上丸子地籍にある厚生住宅(三反田厚生住宅)につきましては、現在アスベスト調査を進めております。結果が出ましたら隣接所有者及び関係課と建物付き売却の方向で協議する計画でおります。</p> <p>東内地籍にあります厚生住宅(辰ノ口厚生住宅)につきましては、予算要求し</p>	丸子市民サービス課

<p>もう一方は空家となっています。そのため、厚生住宅のみを単独で取り壊すことができない状況であると伺いました。しかし、老朽化が進み建物が崩れている部分もあり、近隣住宅への被害が懸念されるため、所有者と調整し、早期に取り壊し、または解体費込みの譲渡等を検討してください。</p> <p>また、東内地籍にある厚生住宅3棟のうち、令和3年から空家となっている1棟は、昭和53年に建設され、45年経過しています。こちらも耐用年数である22年を23年も経過し、老朽化していることから取り壊しを検討してください。</p> <p>※上丸子地籍厚生住宅・東内地籍厚生住宅の状況については、「令和5年度定期監査結果報告書(第2回)」P9にそれぞれ画像を掲載していますので参考としてください。</p>	<p>ましたが予算措置がなされず、進めることができません。引き続き財政課に必要性を訴え、解体に向けて取り組みたいと考えております。</p>	
---	---	--

11 老朽化した福祉施設の更新について

<p>真田総合福祉センターは昭和47年12月に建設されて51年経過しています。固定資産台帳の耐用年数は47年であり、すでに4年経過しています。</p> <p>現地視察したところ、所管課が課題としてきた雨漏り、シロアリ発生、網戸が無い、災害等有事に備えた管理体制不備等について確認できました。</p> <p>財政負担軽減を前提とし、地域住民の意向を踏まえた施設の整備等を速やかに検討してください。</p> <p>また、隣接する木工作业所(旧地域活動支援センター)も昭和59年3月に建設されて39年経過し、耐用年数31年から8年経過しています。併せて検討してください。</p>	<p>これまで福祉部内で協議を進めてきた結果、利用者が限定される福祉に特化した施設整備とせず、地域に必要な機能を検討すること、福祉基金の旧市町村分は各自治センターで行う事業に充てる方向となっています。</p> <p>令和5年度からは、地域振興課が中心となり、防災拠点や周辺施設の集約化・複合化等も含めた検討を始めており、併せて当課で福祉や高齢者分野に必要な機能や設備の研究を進めているところです。</p> <p>固定資産台帳上は耐用年数を超過していますが、施設はまだ使用できる状態のため、特殊建築物の定期検査や毎年必要な修繕等を行い、利用者に不便がないよう維持管理を図っています。</p> <p>ニーズだけでなく、将来の利用者や維</p>	<p>真田市民サービス課</p>
--	---	------------------

	持費等も考慮し、地域で本当に必要とされる施設の整備に向け、関係課と連携して進めていきます。	
12 教員住宅等の管理について		
<p>老朽化して未使用の教員及び校長住宅は予算の範囲内で解体等進めているところですが、上長瀬教員住宅は昭和42年に建築されて56年経過し、平成25年に遊休開始されていることから、早期の解体を求めます。</p> <p>解体済みの第三中学校住宅跡地は境界立会不調により処分困難と伺いましたが、庁内外の専門家を活用して処分又は活用を進めてください。</p> <p>川西小教員住宅跡地の残地 8.21 m²は自治会ごみ集積所用地として無償貸与中ですが実態を踏まえ、他課への所管換えが適当と思われるので、協議の上、進めてください。</p>	<p>上長瀬教員住宅につきましては、解体を進めるため、令和6年度当初予算でアスベスト調査を実施し、その結果を受け解体工事設計をし、解体工事費の予算要求をしております。</p> <p>第三中学校住宅跡地につきましては、土地を売却するために令和2年度に境界確定測量を実施したところ、隣接者1名が境界立会に参加しようとし立会不調となり、地積更正登記ができなかった経過がございます。今後、購入希望者が出た際は、状況を説明したうえで売却をしていきたいと考えております。また、財産管理担当課への土地の所管換えも協議をしております。</p> <p>川西小教員住宅跡地につきましては、御指摘のとおり当室としましても他課への所管換えが妥当と思っておりますので、協議をしております。</p>	教育施設整備室
13 放課後児童クラブ施設の更新等について		
<p>固定資産台帳によれば放課後児童クラブ施設の耐用年数22年に対して50年を経過している施設が清明(71年)、中塩田①(69年)、東塩田(57年)、浦里(51年)とありました。</p> <p>また、指定管理施設の課題の一例として、東部は「トイレ洋式化・避難経路の確保・老朽化・横断歩道白線が消えている」、長は「施設・遊具の老朽化」が指摘されています。</p>	<p>施設については、定期的なメンテナンス及び修繕を行い安全確保に努め、特に早急な修繕や改修が必要な施設については、優先順位の高い事項から修繕を進めてまいります。</p>	学校教育課

<p>予算等の制約から対応に限界があることは理解できますが、事故の発生リスクが懸念されることから、建替や改修・移転等、事故発生防止に努めてください。</p>		
<p>14 学校施設・設備の適正な維持管理について</p>		
<p>(上田市立東小学校) 現地視察したところ、施設設備の老朽化・経年劣化が目立ちました。 予算の制約もあり、入り口廊下のひび割れ修理、体育館の垂れ幕破れ更新と未使用器具の有償処分、理科室の木製保管箱窓ガラス破損修理など限界ありますが、事故防止等の観点から、できることから改善してください。</p>	<p>【学校教育課】 施設・設備修繕については、学校内における優先順位に沿って、予算の範囲内で実施を進めました。 また、予算の都合上、修繕できなかった理科室の木製保管箱などは、事故防止等の観点から一時退避するなど、児童の安全確保の対応を行っています。</p> <p>【教育施設整備室】 御指摘のとおり、東小学校に限らず未改築小学校の老朽化は著しく、学校側からの報告・要望により営繕の必要箇所については把握をしております。限られた予算の中において、危険及び学校運営に対する重要な度合を正確に判断した上で順次対応をしております。また、必要に応じまして、補正予算による対応などを適切に行っております。</p>	<p>学校教育課 教育施設整備室</p>
<p>15 同和地区集会所等の管理について</p>		
<p>旧中吉田及び矢沢同和地区集会所は平成 29 年 3 月用途廃止され、普通財産となっていますが、令和 6 年度に解体予定と伺いました。同和地区集会所は建物の耐用年数が 22 年とされておりますが、上記集会所は 47 年及び 43 年経過しておりました。 旧同和地区集会所を含め、すでに、財産活用課へ普通財産として所管換えの</p>	<p>同和対策集会所は、地域住民の同和問題の理解と認識を深めるための学習活動を推進するために設置されましたが、公共施設としての利活用と施設の改廃も含め見直しを進めてきた結果、運動体や関係自治会等の理解が得られたものから財産活用課等へ移管して自治会等へ貸与や譲渡を進めてきたところです。 中吉田、矢沢の旧集会所については、</p>	<p>生涯学習・文化財課</p>

<p>もの、行政財産として管理中のもの、いずれも耐用年数の2倍を超えています。(最長は東前山58年)</p> <p>普通財産としたものは環境等に配慮し、解体等を進め、跡地の処分又は活用を進めてください。</p> <p>行政財産は修繕等維持管理を適切に行ってください。</p>	<p>普通財産へ移行後も当課の所管としておりますが、地元自治会等から後利用の要望がないことから、財産活用課と連携して売却も視野に入れて検討を進めています。なお、中吉田については、外部の損傷が著しいことから、令和6年度には、建物の解体へ向けて進めていきます。また、現在の7か所の同和対策集会所については、地域住民や解放子ども会の活動拠点となっていることから、修繕等を行い維持を図りながら活用をしています。今後も、公共施設マネジメント基本方針に基づき、公共施設の適切な維持管理を行うとともに有効な利活用を図ってまいります。</p>	
---	---	--

16 上田図書館の取り壊しと新築について

<p>上田図書館は昭和45年10月に1億400万円で取得され53年経過しています。耐用年数である50年を3年経過し、減価償却累計率は100%に達しています。</p> <p>エレベーターが無く、障がい者や高齢者などに配慮されているとはいえません。図書の発送・返還の整理スペースや通路が狭くて効率が低下しています。3階書庫は冷暖房が無く作業に支障があります。蔵書が保管棚の最上段まで詰まっており、安全性に懸念があります。</p> <p>建物が限界を超えている中であってサービス向上に努め、電子図書館や移動図書館事業を積極的に行い、上田地域図書館情報ネットワークの中で重要な役割を担ってまいりました。</p> <p>上田市の図書館の拠点として再生を願い、取り壊しと市民の要望に添った新築を検討してください。</p>	<p>上田図書館は、施設の老朽化・狭隘化が進んでおり、改築の検討が急務であると認識しています。</p> <p>現在、先進地視察等を行い、新しい図書館の機能や設備の研究を進めております。</p> <p>上田図書館には市の中央図書館的な機能が期待され、単なる改築ではなく、市全体の図書館サービス向上につながる在り方が求められることから、社会情勢の変化や財政状況も踏まえながら、さらなる検討を進めてまいります。</p>	<p>上田図書館</p>
--	--	--------------

17 メンテナンスリース車両の更新等について		
<p>平成 19 年 10 月に初年度登録され、16 年経過した軽乗用車について、令和 4 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までを期間として、公用車の賃貸借に係る長期継続契約（条例第 54 号第 2 条第 4 項）に基づき、庁用自動車リース契約を真田地域振興課が所管して締結し、真田地域教育事務所が使用しています。</p> <p>現状の車両は、走行距離が 10 万 km に達し、車体の一部に錆びが発生して劣化し雨水が浸み込む等、経年劣化が著しい状況であることから、職員の安全や事故リスクが懸念されます。</p> <p>契約書によると、「予算の減額又は削除に伴う解除等」の定めがあり、期間中に予算が減額されて解除した場合の損害賠償責任が上田市に生じることから、契約期間満了日となる令和 6 年 9 月 30 日以後に新車両に更新することを求めます。</p> <p>共用自動車（庁用自動車管理規程第 3 条第 1 項）は、安全運転管理者等の配置から地域振興課長に配車の申込み（同規程第 9 条）が定められています。遵守してください。</p>	<p>現車は長期継続契約が 9 月末で終了することから返却とし、その後は必要に応じ、真田地域振興課所管の公用車を借用します。</p> <p>なお、来年度（令和 7 年度）予算要求の際、真田地域教育事務所で行い、新車両へ更新し、その後の維持管理については真田地域教育事務所で行っていく予定です。</p> <p>現状車両の使用につきましては、真田地域振興課長宛てに、使用の都度、申込書を提出し、適切に対応いたします。</p>	<p>真田地域教育事務所</p>
18 経年劣化した車両等の更新について		
<p>庁用車 5 台のうち、1 台は購入年度が平成 14 年で 21 年経過しています。経年劣化により交換部品も多く、維持管理が今後厳しくなっていくと伺っています。</p> <p>また購入年度が不明で 15 年経過していると思われる乗用草刈機のほかに、更新が必要とされる作業機械について伺いました。</p> <p>事故防止の観点から関係部課と協議</p>	<p>御指摘いただきました車両につきまして、予算措置し令和 6 年 5 月に購入いたしました。</p> <p>今後、乗用草刈機等の作業機械についても予算要求し、事故防止の観点から適切に更新してまいります。</p>	<p>都市計画課</p>

<p>され、早期の更新等を検討してください。</p>		
<p>19 マイクロバスの管理について</p>		
<p>雲溪荘で使用している小型バス（マイクロバス）は平成7年12月の登録から28年が経過し、故障のリスクが高まっています。</p> <p>事故防止の観点から廃棄又は更新等の検討が必要と思われます。</p>	<p>老朽化が進んでいる小型バス（マイクロバス）につきましては、使用状況等を踏まえ、令和6年6月に廃車処分をいたしました。</p>	<p>武石産業観光課</p>
<p>20 シナノケンシ国際交流基金の活用について</p>		
<p>シナノケンシ国際交流基金は令和4年度活用の実績がなく、同年度末残高985万5千円となっています。</p> <p>本基金は、旧丸子町において国際交流に要する経費の財源として寄附金により設置され、友好交流都市アメリカ合衆国コロラド州ブルームフィールド市郡と上田市の中学生を主体とした交流事業に活用され、青少年育成に寄与してきました。</p> <p>近年はコロナ禍で事業を休止、縮小していましたが、それまでは毎年、受入と派遣を交互に実施し、受入で約45万円、派遣で約350万円の基金がその都度活用されています。</p> <p>基金の現残高では、派遣はあと2回しか実施できず、事業継続に課題がありますので、早期に事業のあり方や意義を見直し、必要に応じて他の財源（未活用基金等）を活用するなど検討してください。</p>	<p>新型コロナの感染症法上の位置付けが5類になったことに伴い、友好交流都市アメリカ合衆国コロラド州ブルームフィールド市郡と上田市との交流事業は、令和5年度から再開となりました。</p> <p>現時点で事業の需要も十分あることを鑑み、時代に即した内容を検討してまいります。</p> <p>事業継続にあたっては、財源の確保は重要な課題であると認識しており、実現性のある財源を検討してまいります。</p>	<p>丸子地域教育事務所</p>

21 丸子育英会奨学金の活用について		
<p>丸子育英会（事務局：丸子地域教育事務所）による奨学金は、令和4年度は過年度貸与分の償還があるのみで、新規貸与を行っておらず、1,277万8千円を次年度へ繰り越している状況です。</p> <p>同会は、旧丸子町において寄附と町からの助成金等を原資として、丸子町出身の高等学校又は大学等に修学する者に対して奨学金を貸与してきましたが、平成28年度に上田市で給付型奨学金を設置したことで、新規貸与を中止していると伺いました。その際、原資の一部は給付型奨学金に活用するため市に寄附され、上田市奨学基金に積み立てられています。</p> <p>令和7年度に償還終了予定とのことですが、早期に残りの資本金1,414万8千円の利活用を検討してください。</p>	<p>丸子育英会奨学金の返済金については、事業が完了した際に、運転資金残額と共に清算し上田市へ寄附することが決定されており、現状の上田市給付型奨学金として、利活用される方針です。</p>	<p>丸子地域教育事務所</p>
22 堀内猪之助奨学基金の管理について		
<p>令和3年度及び令和4年度の決算審査意見書において、基金の活用と不納欠損処理の検討について意見を記載しました。</p> <p>現地で実地監査したところ、篤志家のご遺族のご意向を書面でいただく等、慎重に進めた結果、基金の活用について令和6年度に提示していくと伺いました。</p> <p>滞納者のうち1人の85千円は最終納付が令和元年10月で4年経過しています。折衝記録等を点検した結果、所定の手続を経て不納欠損とすることが妥当と思われる。</p> <p>奨学基金の滞納整理は特段配慮すべきであり、現在の所管では、主な業務としている公民館事業等の地域活動にお</p>	<p>基金の方向性については、「真田町堀内猪之助奨学基金条例」を廃止し、篤志家のご意向を踏まえた真田地域に活かされる新たな基金等を創設する予定です。</p> <p>滞納者への対応については、随時折衝を行っているところではありますが、本基金は貸付型奨学金で、全額償還が原則です。</p> <p>また、新基金等の創設を進めるためにも、債権管理室への所管替等を含め、早期に取り扱いの検討を進めていきます。</p>	<p>真田地域教育事務所</p>

<p>いて貸与者や保護者と関わりがあり、適時の強行手続等に難しさがあることから、債権管理室への移管も視野に入れた対応を求めます。</p>		
<p>23 基金の活用について</p>		
<p>学校教育課所管の基金（ふるさと上田応援基金、小・中学校図書館整備基金）は1億3,889万3千円で前年比2,965万1千円増加しています。</p> <p>放課後児童クラブ施設整備事業について「定期的な保守に係る費用の財源確保」が課題とされています。</p> <p>指導事項14（上田市立東小学校）に記載のとおり、保守が必要と思われる項目が散見されました。</p> <p>基金の増加施策に加え、現場担当者や保護者の要望に配慮した基金の活用を進めてください。</p>	<p>ふるさと上田応援基金については、令和5年度は小中学校あわせて3,206万5千円の取り崩しを行い、指導者用デジタル教科書購入費に充てるなど、学校教育の充実のために活用しました。</p> <p>また、今後は児童クラブも含め、施設整備費への基金活用も視野に入れ検討してまいります。</p> <p>図書館整備基金については、令和6年度に図書購入費として200万円を活用する予定です。今後も学校図書館の充実のため、計画的な基金活用を行ってまいります。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>24 （同上）</p>		
<p>生涯学習・文化財課所管の基金（ふるさと上田応援基金、青少年健全育成基金、倉橋青年育成基金）は12億7,354万7千円で前年比5,618万3千円増加し、取崩しがありません。</p> <p>生涯学習の充実や文化財保護の促進のため、有効活用してください。</p>	<p>「ふるさと上田応援基金」につきましては、今年度、上田城跡整備基本計画策定業務（委託料）等に充当するため取り崩し、執行いたしました。令和6年度以降についても、寄付者の思いに沿って、武者溜り整備や既存の建造物修繕など、上田城跡整備事業において計画的に活用してまいります。</p> <p>また、「青少年健全育成基金」につきましては、令和5年度末に寄付者の意向に沿って一部取り崩しを行い執行いたしました。今後も引き続き有効活用が図れる施策について検討してまいります。</p> <p>「倉橋青年健全育成基金」につきましては、寄付者の意向を確認することができたため、令和6年4月に丸子地域教育事</p>	<p>生涯学習・文化財課</p>

	務所へ所管換を行いました。今後、丸子地域の青少年を対象とした文化事業に活用してまいります。	
--	---	--

【監査の結果に関する報告に添えて提出する意見に基づく措置等の内容】

※記入に際しては、赤字部分（監査意見の趣旨）を削除してください。

意見	方針の内容	機関名
1 内部統制制度の整備について		
(1) 固定資産台帳の正確な作成について		
<p>第1回の指摘事項2に記載した物品の一部に減価償却が行われていないケースは、財政課だけの指摘ではなく、使用している課で照合されていけば避けられた事例です。連携が不十分であることに起因します。</p> <p>また、提出を求めた「財産調の重要物品」と固定資産台帳（以下台帳という。）の物品とを照合したところ、不一致が一部にみられました。少なくとも年に1度は使用している課による照合と台帳へ反映させる仕組みが必要です。建物の耐用年数が使用課の認識と異なるケースもありました。</p> <p>車両は供用開始時の契約形態により、以下の4つに区分されます。</p> <p>ア 購入</p> <p>イ 所有権移転ファイナンスリース（解約不能か相当の違約金が必要）</p> <p>ウ 所有権移転外ファイナンスリース（解約不能か相当の違約金が必要）</p> <p>エ メンテナンス（オペレーティング）リース（条例第54号の長期継続契約締結可能な公用車）</p>	<p>【政策企画課】</p> <p>制度所管課とともに適正な管理に努めてまいります。</p> <p>【総務課】</p> <p>所管課の指導の下、部局で連携して定期的な台帳の確認と不備の早期発見・是正に努めます。</p> <p>【財政課】</p> <p>財務書類の作成及び有効活用を図るためにも、正確な固定資産台帳の作成が重要であるため、関係課と連携して対応してまいります。</p> <p>【市民参加・協働推進課】</p> <p>政策判断等に活用する重要な書類であることを認識し、適切な事務手続を部内各所属に促してまいります。</p> <p>【環境政策課】</p> <p>固定資産台帳の制度所管課とともに適正な管理に努めてまいります。</p> <p>【福祉課】</p> <p>各台帳作成課が、台帳を公表する際に関係各課へ照会するのはもちろんのこ</p>	<p>主管課等</p> <p>（総務課、政策企画課、財政課、市民参加・協働推進課、環境政策課、福祉課、健康推進課、商工課、文化政策課、管理課、丸子地域振興課、真田地域振興課、武石地域振興課、教育総務課、消防総務課、経営管理課）</p>

<p>アは財務規則（以下規則という。）第8章第2節物品の規定が適用され、100万円以上は重要物品としていますが、同取扱規程第51条第1項により、製造年月から5年経過すると重要物品から除外されるのに対して、台帳は耐用年数経過後、除却処分まで1円の備忘価額を付す必要があり、整合していません。100万円未満の車両を含めて他の物品と同様に更新まで重要物品扱いすると、購入した全ての車両が台帳に記載され、公有財産台帳との統一化、標準化が可能となりますので検討してください。</p> <p>イ、ウは上田市の運用上無いと伺いましたが、重要性があれば、リース資産として台帳作成が必要となりますので留意してください。</p>	<p>と、市民に公表されている固定資産台帳が公共施設を適正に管理し、市の財政状況の判断となる財務書類の一つとして、適正な管理が求められることを十分に認識し、関係課と連携してまいります。</p> <p>【健康推進課】 固定資産台帳の作成と各課の確認という仕組みが整いましたら、適切に取り組みます。</p> <p>【商工課】 台帳作成と、各課に確認を求めることについて、賛同します。</p> <p>【文化政策課】 御指摘の事項を部内で共有し、正確な固定資産台帳の作成に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>【管理課】 固定資産台帳（以下、台帳）は、公共施設を適正管理するうえで必要な基礎情報（行政コスト分析）であり、「重要物品」と同様に台帳の整備が重要であるものと捉えています。</p> <p>他の業務や政策判断に活用する重要な書類として、正確に台帳を管理するよう部内の各所属に促し、適切な事務手続の構築に努めます。</p> <p>なお、物品や台帳の照合については、現在も調書の作成などの際は各所属において確認しているところで、主管課としても漏れの無いよう注意を促します。</p> <p>また、車両については一括して行政管理課が所管しており、引き続き照会などに対して正確に回答するよう促していきます。</p>	
--	--	--

	<p>【消防総務課】 正確な固定資産台帳作成にあたり、各課情報共有をして対応してまいります。</p> <p>【丸子地域振興課】 財務書類の作成及び有効活用を図るためにも、適正な財産管理、報告を心掛け、関係課と連携し対応します。</p> <p>【真田地域振興課】 固定資産台帳の適正な管理に努めてまいります。</p> <p>【武石地域振興課】 重要性を理解し、正確な固定資産台帳が作成できるよう、適正な財産管理、報告を心掛け、関係課と連携し対応します。</p> <p>【教育総務課】 固定資産台帳作成等における関係課の方針に基づき、教育委員会内に周知徹底いたします。</p> <p>【経営管理課】 会計システムを活用し、今後も正確な固定資産台帳整備に努めてまいります。</p>	
(2) 超過勤務時間の削減について		
<p>職員の健康管理だけでなく、業務の効率的・効果的な遂行のために、超過勤務時間の削減に向けた取組を重要項目とし、月平均 45 時間超過が多かった機関を指導事項としました。(第 1 回:指導 No.8~12)</p> <p>超過勤務の要因は理解できますし、容易に削減が可能ではありませんが、各部署の取組に期待します。</p>	<p>【政策企画課】 業務改善等により、削減に努めてまいります。</p> <p>【総務課】 職員が健康で能力を最大限発揮して事務を行うためには、時間外勤務の縮減は大切な取り組みです。</p> <p>総務課においては、時間外縮減に向けた取り組みを産業医や安全衛生委員会</p>	主管課 (同)

の意見を取り入れながら実施してきており、引き続き取り組んでまいります。

【財政課】

事務手続の見直しなど業務の効率化を図り、超過勤務時間の抑制に努めることで職員の健康管理にも努めてまいります。

【市民参加・協働推進課】

超過勤務手当の部内配分時には、真に必要な超過勤務の実践と、職員の健康管理について、意識の共有を目的にお知らせしています。

事務の見直しなど業務の効率化を図り、超過勤務の削減に努めてまいります。

【環境政策課】

各課ともに業務効率化や事務の見直し等に取り組み超過勤務抑制に努め、職員の健康管理を心掛けます。

【福祉課】

令和6年度には、福祉課の生活支援の係長職員が増員となり、業務の効率・効果的な遂行に向けての体制が整えられたところですが、障がい者支援課の職員増員は依然必要な状態です。

福祉部においては、日中の時間帯に面接・訪問などがあり、時間外にケース診断会議を行うことが多いですが、超過勤務時間を縮減するため、日中の時間帯に関係する職員のみで行うほか、業務の一部を会計年度任用職員に担ってもらうなど、超過勤務時間の縮減となる取組について、より一層検討してまいります。

【健康推進課】

各課ともに業務効率化や事務の見直

し等に取り組み超過勤務削減に努めます。

課員にもコスト意識を徹底するとともに、自身の健康についての意識も向上させます。

【商工課】

部全体で業務の効率化や事務の見直し、負担の平準化等に取り組みます。

経済産業省への派遣職員の超過勤務が特に多くなっている状況のため、総務課に伝達済みです。

【文化政策課】

超過勤務の削減については、部長をはじめ各課長も課内での声かけを行っているところです。

事務手続の見直しなど業務の効率化を図り、超過勤務時間の抑制に努めてまいります。

【管理課】

毎年の年度初めに部局内の超過勤務手当について配当額を取り決め、真に必要な超過勤務を实践するよう各所属長に案内通知を出しています。

各所属において、職員の健康管理を徹底するとともに、内部統制により業務の効率的・効果的な遂行に努めてもらえるよう、引き続き注意を促します。

【消防総務課】

超過勤務時間の多い部署にあっては、事務の見直しを行い業務の効率化を図り、超過勤務時間の抑制をすることで、職員の健康管理に努めます。

【丸子地域振興課】

超過勤務に関して、丸子地域安全衛生委員会を実施し上田市安全衛生管理基

	<p>本方針を周知し、職員の健康管理を心掛けます。</p> <p>【真田地域振興課】 当部局は指摘を受けていませんが、各所属に超過勤務の配当を行う際、適正な執行を行うよう所属長に通知しています。</p> <p>【武石地域振興課】 超過勤務に関しては、職員への声掛けを実施し、事務手続の見直しなど業務の効率化を図り、抑制に努め、職員の健康管理を心掛けます。</p> <p>【教育総務課】 市長部局の方針に準じ、教育委員会内においても所属長を中心に改善に向け周知徹底いたします。</p> <p>【経営管理課】 事務手続の見直しなど業務の効率化を図り、超過勤務時間の抑制に努めてまいります。 また、技術系職員については、業務の特殊性があるものの、健康管理の面からも、特定の職員に負担が偏らないよう注意します。</p>	
(3) 長期滞納収入未済の不納欠損処理について		
<p>令和4年度から施行された債権管理条例を踏まえて準備が十分では無かった機関について取り上げました。施行直後でもあり、解消に向かうものと思われます。(第1回:指導No.13・14、第2回:指導No.1~4)</p>	<p>【政策企画課】 該当ありません。</p> <p>【総務課】 債権管理室の指導に従って適切に対応するとともに、研修に参加し知識を深めるよう職員に促します。</p>	<p>主管課 (同)</p>

【財政課】

債権管理条例等にのっとり適切に対応してまいります。

【市民参加・協働推進課】

債権管理条例にのっとり適切に対応するよう、部内各所属に周知してまいります。

【環境政策課】

新規滞納者の未然防止に努めるとともに、現滞納者については債権管理条例等の規定により適切に対応してまいります。

【福祉課】

令和6年度以降も業務の担当者間の連携を密にし、滞納が発生しないよう未然防止に努めるとともに、債権管理担当課との連携により、督促催告のほか、定期的な不能欠損処理により、長期滞納収入未済が縮小されるよう取り組んでまいります。

【健康推進課】

健康こども未来部では該当ありません。今後このようなケースがあった場合、適切な処理に努めます。

【商工課】

収入未済額がある所属がありますが、債務者とは密に連絡を取り、解消に向けて鋭意努めております。

【文化政策課】

現時点では長期滞納収入未済は発生していませんが、必要に応じて関係課と連携し、条例・規則に則り対応してまいります。

【管理課】

公債権・私債権ともに関わりある内容は「債権管理室」と情報を共有し、必要となる手続きなど事務処理対応する必要があるものと捉えています。

各所属にて状況に応じ、収入未済の解消を進めるよう促します。

【消防総務課】

長期滞納収入未済は発生しておらず、業務的に発生する可能性は少ないが、発生した場合には、条例等規則にのっとり対応していきます。

【丸子地域振興課】

必要に応じて債権管理課等と連携し、条例・規則により適切に対応してまいります。

【真田地域振興課】

当部局は指摘を受けていませんが、該当事象が発生した際は、債権管理条例等にのっとり適切に対応してまいります。

【武石地域振興課】

武石地域では指摘までは無かったものの、現在、特定目的住宅使用料について分納中の債権があります。分納が滞らないよう債権管理に努めます。また、地域で管理する使用料等が滞納とならないように努めます。

【教育総務課】

債権管理関係課の方針に基づき、教育委員会内に周知徹底いたします。

【経営管理課】

必要に応じて、条例・規則により適切に対応してまいります。

(4) 普通財産土地建物等の管理について

普通財産土地は、丸子及び武石地域自治センター地域振興課所管の一部について、現地確認等の調査が進まず、一元管理する重要性を指導事項としました。(第1回:指導No.3、第2回:指導No.7~9)
老朽化した建物については、建設から50年を超えて耐用年数もすでに経過した施設で現地を視察した結果や関連調書を踏まえて、安全面においてリスクが高く、早期に対応が必要と思われる施設等を指導事項としました。(第1回:指導No.5、第2回:指導No.10~16)
物品についても耐用年数を大幅に経過しているものを対象に事故防止の観点から廃棄や更新について取り上げました。(第2回:指導No.17~19)

【政策企画課】

該当ありません。

【総務課】

PC管理台帳の適切な管理・更新に努めます。

また、その他普通財産についても適宜確認し適正に管理されるよう努めます。

【財政課】

公共施設マネジメント基本方針に沿って、適切な管理を行うとともに、活用の見込みのない土地建物については、処分に努めてまいります。

【市民参加・協働推進課】

一元管理の重要性を理解し、適切な管理に努めるよう部内各所属に周知してまいります。また、物品につきましても、廃棄や更新に努めてまいります。

【環境政策課】

該当ありません。なお、未利用普通財産の一元管理については、必要と考えます。

【福祉課】

福祉部においても懸案土地等を所有しており、部内での協議のほか、方向性が見えない土地等については、土地利用検討会議等で協議していただき、今後の対応につなげてまいります。

また、老朽化した建物や物品に対する管理については、耐用年数、現地確認を含め、適切かつ早急な対応に努めてまいります。

主管課
(同)

【健康推進課】

健康こども未来部では該当ありません。物品につきまして、耐用年数が過ぎたものは廃棄や更新に努めます。

【商工課】

一元管理に賛同します。

【文化政策課】

普通財産については、各部局の主管課ではなく、財産活用課または地域自治センターにおいては地域振興課が所管することが原則であります。特殊なものは普通財産化前の所管課が引き続き管理しているものと認識しております。

部内の普通財産所管課におきましては、いただいた御意見を共有し、適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

物品の管理については、御指摘のとおり、各課で管理を徹底してまいります。

【管理課】

未活用の普通財産のうち懸案土地等については、各所属において政策企画課にて所管する「土地利用」検討会議で方向付けが検討されることとなります。

老朽化する建物等についても、各所属で今後の方向付けを検討した後、部内や財政課を含めた協議を経て、活用か処分などの方針を決めていくため、主管課として内部統制の視点から、「備品管理」の案件も含め適切な管理を促します。

【消防総務課】

所管する財産の適正な管理に努めます。

【丸子地域振興課】

現地確認等の調査が進まない普通財

	<p>産について、引き続き現地確認等の調査を行い、台帳整備を行います。</p> <p>【真田地域振興課】 安全性を最優先に考慮し、適切かつ早急な対応に努めてまいります。</p> <p>【武石地域振興課】 意見を参考に、所管する財産の適切な管理及び各関係課との連携や調整を図ります。</p> <p>【教育総務課】 財産管理関係課の方針に基づき、教育委員会内に周知徹底いたします。</p> <p>【経営管理課】 該当ありません。</p>	
<p>(5) 基金等の活用について</p>		
<p>基金・奨学金は、設置目的に沿って、有効活用を期待される場所ですが、活用実績に乏しい状況が見受けられました。</p> <p>基金は上田市定額運用基金条例に基づき、年度中は繰替運用（歳計現金に繰り替えて運用）されていることから、インセンティブに欠ける要因もありますが、所管課を中心に創意工夫されて活用してください。（第1回：指導No.7、第2回：指導No.20～24）</p>	<p>【政策企画課】 今後も関係課とともに有効活用に努めてまいります。</p> <p>【総務課】 基金所管課を中心に、総務部内でも連携して有効活用を模索してまいります。</p> <p>【財政課】 基金の目的に沿った活用ができるよう努めてまいります。 基金活用の見通しを踏まえ、債券運用についても検討し、元本の増加にも努めてまいります。</p> <p>【市民参加・協働推進課】 現在、当課において管理を行っている基金に関しましては、国債や地方債等の安全性の高い債券を中心に運用を行い、</p>	<p>主管課 (同)</p>

元本の増加に努めています。

基金の設置目的に沿って有効に活用できるよう、今後も努めてまいります。

【環境政策課】

「基金」は、未活用の基金についてはありません。部内では当課のみに該当しますが、適正に管理・運用している状況にあり、現時点で基金残高はない状況となっております。

【福祉課】

福祉部においては、社会福祉基金、点訳奉仕活動等石井基金があげられるが、特に活用基準等のなかった社会福祉基金については、令和5年度に基金の活用方針を定めて、関係する部局と活用方法や基準について協議を行い、定めたことから、今後はこれに基づき事業を展開してまいります。

【健康推進課】

健康こども未来部では該当ありません。基金の活用につきまして適切に努めます。

【商工課】

該当する所属においては現在、基金の統廃合に向けて鋭意取り組んでいるところであり、引き続き有効活用も含めた適切な対応に努めてまいります。

【文化政策課】

基金につきましては、各部局の主管課が部局内の基金を一元管理しているものではなく、担当課において、適切に管理を行っているものと認識しております。

当課といたしましては、基金の有効活用を図るため、御指摘いただいた内容を

部内で共有してまいります。

【管理課】

各種「基金」については、部局内でも各所属において管理・運用している状況にあり、関連する事業の進捗に応じて多く使用する年、または未使用となる年など変動があります。

社会情勢や財政状況を踏まえる中で、設置目的の見直しなどの必要があれば各所属で確認のうえ、基金の有効活用に努めるよう促します。

【消防総務課】

基金、奨学金についての取り扱いはございません。

【丸子地域振興課】

基金の所管課を中心に有効活用に努めてまいります。

【真田地域振興課】

基金の設置目的に沿った運用ができるよう地域住民のニーズを的確に捉えて有効活用に努めてまいります。

【武石地域振興課】

未活用の基金、また活用実績が乏しい基金について、基金の所管課を中心に活用方法の検討を進めます。

【教育総務課】

教育委員会所管の基金につきまして、特に奨学基金については、申込者、寄付者ともに年々増加傾向にあり、基金の設置目的に沿い、有効に活用がされていると考えます。

そのほかの基金につきましても、引き続き、設置目的に沿い、寄付者の意向等にも配慮しながら有効に活用ができるよ

	<p>う担当課に周知徹底いたします。</p> <p>【経営管理課】 基金、奨学金について該当ありません。</p>	
<p>2 公用車の更新基準の検討等について</p>		
<p>登録して16年～28年経過した車両が使用されていました。</p> <p>職員の安全や事故リスク回避のために、公用車の更新基準（使用年数、走行距離等）を定めることを検討してください。（第2回:指導No.17～19）</p> <p>また、第2回の指導事項17に記載したメンテナンスリースの契約によると、年額190,080円で16年間の総額試算では3,041,280円となります。予算の平準化というメリットありますが、コスト面でも意見1の(1)に記載したア～ウと比較検討する必要があります。</p>	<p>行政管理課がリースを行っている車両の入れ替えの目安として、走行距離10万キロ以上、または使用年数10年以上としています。</p> <p>現在の運用は、車種に応じて最初のリース期間を6年または7年とし、以後2年間のリースを最大2回まで延長し、最長10年または11年を限度として、リース車両の入れ替えを行っています。</p> <p>全庁的な公用車の更新基準につきましては、上記を目安としながら財政的な観点も含め、今後、基準の作成を検討してまいります。</p>	<p>行政管理課 財政課</p>

上田市監査委員事務局